



## 受託研究について

### ■ 受託研究の概要

北見農業試験場では、民間企業などから研究を受託し、当場の持つ知識・技術・ノウハウをもとに課題を解決する受託研究を行っています。研究実施に直接必要な経費（消耗品費、研究員の旅費、使用する機器の水道光熱費 等）、研究員の人件費、消費税を負担していただきます。

### ■ 受託研究のすすめ方

#### 1 受託研究の依頼と契約締結

研究をご希望される課題などについて相談していただき、担当の研究者とその内容や実施に必要な研究期間、経費等について打ち合わせを行った上で、委託研究申込書を提出していただきます。その後、受託研究契約を当场と締結し、研究経費を納付していただきます。

#### 2 受託研究成果の公表

北見農業試験場は、受託研究の実施終了後に研究成果を報告書としてまとめ、ご報告します。また、研究成果を成果発表会や道総研の刊行物などにより公表することがありますが、その成果を公表することが委託者の不利益となる場合については、委託者の申し入れにより公表しないことができます。

#### 3 受託研究の発明に係る権利

受託研究により農業試験場の研究職員が行った発明等に係る権利は、原則として道総研に帰属します。